

令和6年度 駐車監視員活動ガイドライン

「駐車監視員」とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことで、法律上の資格が必要とされています。（反則告知したり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針	<p>駐車監視員は、下記の路線、地域及び時間帯を中心に巡回し、放置車両の確認等を実施します。 なお、警察署長の指示により、必要に応じてその他の場所においても放置車両の確認等を実施します。</p>	
活動路線	最重点路線	
	路線 (区 間)	重点時間帯
	南郷通 国道274号交差点から野津幌川までの間及びその周辺	5時～22時
	厚別青葉通 国道12号交差点から南郷通交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	原始林通 厚別青葉通交差点から野津幌川までの間及びその周辺	5時～22時
	重点路線	
	路線 (区 間)	重点時間帯
	厚別中央通 国道12号交差点から国道274号交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	厚別西通 国道12号交差点から平和通交差点までの間及びその周辺	5時～22時
	大谷地駅前通 国道12号交差点から国道274号交差点までの間 及びその周辺	5時～22時
活動地域	最重点地域	
	地 域	重点時間帯
	JR 新札幌駅地区 厚別中央1条5丁目から1条7丁目まで及びその周辺 厚別中央2条5丁目から2条6丁目まで及びその周辺	5時～22時
	地下鉄大谷地駅地区 大谷地東2丁目から5丁目まで及びその周辺 厚別中央1条1丁目、厚別中央2条1丁目及びその周辺	5時～22時
	重点地域	
地 域	重点時間帯	
厚別中央・厚別南地区		

厚別中央1条2丁目から1条4丁目まで及びその周辺 厚別中央2条から4条までの2丁目から4丁目、厚別中央5条1丁目から4丁目まで及びその周辺 厚別南1丁目から3丁目まで及びその周辺 大谷地東7丁目及びその周辺	5時～22時
青葉町地区 青葉町1丁目から10丁目まで及びその周辺	5時～22時

札幌方面厚別警察署

札幌方面厚別警察署告示第 号

道路交通法第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）を受託した者（以下「放置車両確認機関」という。）及び主たる事務所の所在地、放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間を次のように定め、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月 日

札幌方面厚別警察署長 田 畑 貴 成

- 1 放置車両確認機関の名称及び主たる事務所の所在地
名称
（放置車両確認機関の名称）
主たる事務所の所在地
（放置車両確認機関の所在地）
- 2 放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間
区域
別紙「駐車監視員活動ガイドライン」のとおり」
期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間